

愛の泉居宅介護支援事業 重要事項説明書

< 2024年 10月 1日現在 >

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0480-66-4129 (午前8:30~午後5:30)

担当

2 愛の泉居宅介護支援事業の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	愛の泉居宅介護支援事業
所在地	埼玉県加須市水深811-2
サービス種類	居宅介護支援
介護保険指定番号	埼玉県・1173800069
サービス提供地域	加須市 *加須地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1名	管理業務・居宅サービス計画作成等
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	(1)名以上	居宅サービス計画作成等 相談業務・人材育成等
介護支援専門員	介護支援専門員	(3)名以上	居宅サービス計画作成等 相談業務等

※介護支援専門員1人当たりの担当ご利用者数は45名未満。

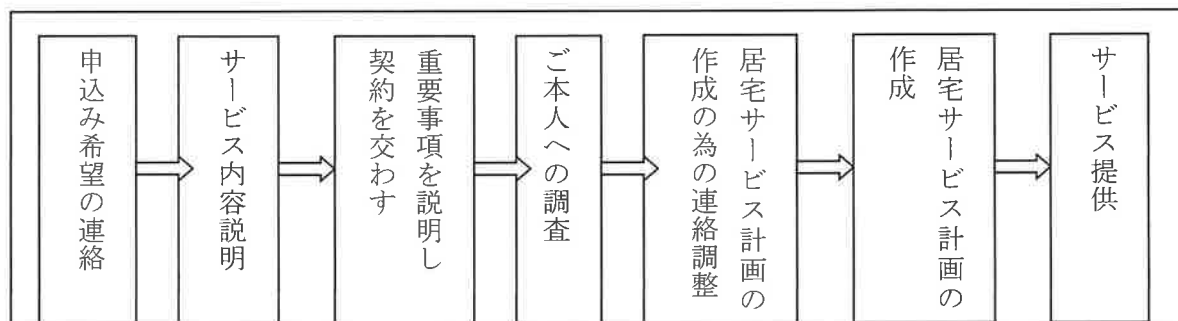
(3) 営業時間

月曜日 ~ 土曜日	午前8:30~午後5:30
日曜	休業

※24時間連絡相談について

上記、営業時間以外でも 0480-66-4129 で 24時間連絡が可能ですので
ご相談ください。携帯電話へ転送されるため運転などで対応できない時は折り返しいたします。

3 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容



4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。

※保険料滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき下記の料金を頂き、当社からサービス提供証明書を発行致します。

このサービスの提供証明書を後日、加須市の窓口（加須市以外の地域の利用者は、居住する当該市町村の担当窓口）に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費(I) (1月につき)

居宅介護支援費 (i) 要介護 1・2	11,316 円
要介護 3・4・5	14,702 円
居宅介護支援費 (ii) 要介護 1・2	5,668 円
要介護 3・4・5	7,335 円
居宅介護支援費 (iii) 要介護 1・2	3,396 円
要介護 3・4・5	4,397 円

加算項目

<input type="checkbox"/> 特定事業所加算 (I)	5,407 円	
<input checked="" type="checkbox"/> 特定事業所加算 (II)	4,386 円	※1
<input type="checkbox"/> 特定事業所加算 (III)	3,365 円	
初回加算	3,126 円	
退院・退所加算 (I) イ	4,689 円	(連携 1 回カンファレンス参加無)
退院・退所加算 (I) ロ	6,252 円	(連携 1 回カンファレンス参加有)
退院・退所加算 (II) イ	6,252 円	(連携 2 回カンファレンス参加無)
退院・退所加算 (II) ロ	7,815 円	(連携 2 回カンファレンス参加有)
退院・退所加算 (III)	9,378 円	(連携 3 回カンファレンス参加有)
入院時情報連携加算 I	2,605 円	入院時情報連携加算 II 2,084 円
通院時情報連携加算	521 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084 円	
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円	

減算項目

同一建物減算 所定単位数の 95%を算定

***尚、制度上で料金の改正があった場合は、その料金に応じた対応となります。**

※1. 特定事業所加算とは

◇特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的としています。

(2) 解約料

ご利用者はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

5 当社の居宅介護支援の方針等

(1) 運営の方針

要介護状態となった場合においても、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来ることを目指します。

すなわち、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて皆様の選択に基づき、適切な福祉及び保健・医療サービスが多様な指定居宅サービス事業者から、総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう公正中立に行います。

このため、当事業所においては、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター介護保険施設等との積極的な連携に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

当事業所は、3名以上の介護支援専門員により、ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」の作成を行います。

また、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況把握、その他の管理を一元的に行い、適正かつ公平な運営にあたります。

この運営方法については、別に重要事項を定めた「運営規程」に基づき、的確に支援に努めます。

※介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施。

※介護支援専門員実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を整備している。

※他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等の実施。

(3) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要性が生じた場合には介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは利用者の口腔に関する問題、薬剤の服薬状況その他の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サ

サービス事業者を紹介するように求めることができ、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。また、住宅改修においては複数の事業者から見積もりを取る事が出来ます。

- (4) 居宅サービス計画（ケアプラン）作成に係る調査・課題把握の方法
居宅サービス計画ガイドライン
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙(特定事業所集中減算計算書)のとおりです。

6 秘密保持に関する事項

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する従業者は、個人情報保護法等(個人情報ガイドライン・個人情報ガイドランス)に則り、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者からまたは、その家族から予め文書で同意を得ない限り、「サービス担当者会議」等において、利用者、または、その家族の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

7 個人情報保護に関する事項

- (1) 使用する目的
居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整・ICT(テレビ電話等)による面会・会議等において必要な場合。
利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供。
- (2) 使用する事業者の範囲
利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者。
- (3) 使用する期間
契約で定める期間。
- (4) 条件
個人情報の提供は必要最小限度とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと。

8 サービス利用中の契約中止、解除について

サービス利用中にご利用者・ご家族等が暴力やハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善が見られない場合は、事業者は本契約の解除を行うことができるものとします。

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償致します。なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険名：賠償責任保険

10 相談、要望、苦情等の対応・窓口

相談や要望・苦情につきましては、当事業所の担当者のほか、要望等相談員（当施設の第三者委員）、利用者の介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でも受け付けております。連絡先などは、下記を参照してください。

ご利用者、ご家族、その他関係者からいただいた、相談・要望・苦情等につきましては、迅速に対応し、ご利用者が安心、安全、快適にサービス利用ができるように努め、経過の説明、今後の対応（改善策）の提示など必要な措置を取らせていただきます。何かございましたら遠慮なくお申し出ください。

苦情の受付 当事業所に対する相談、要望、苦情等は以下の専用窓口で受け付けます。

要望・苦情受付担当者	松村 裕美
要望・苦情解決責任者	秋山 毅行
受付時間	8時30分～17時00分
電話・FAX	電話：0480-66-4129 / FAX：0480-66-4121

第三者委員	小川 良雄 田村 まゆみ
一般郵便	はがきや封書により郵送される場合は次のあて先まで送ってください。 用紙は任意のものでも構いません。回答が必要な場合は、ご住所とお名前をご記入ください。 〒347-0022 加須市水深 811-2 愛の泉居宅介護支援事業 要望・苦情受付担当者 第三者委員宛としていただき、はがきや封書が届き次第、担当者から第三者委員へお届けいたします。
持参	受付時間 8時30分～17時00分 お電話のうえ担当者までお持ちいただきますようお願いいたします。担当者から第三者委員へお届けいたします。 電話 0480-66-4129

行政機関その他苦情受付機関

名称	所在地	電話	FAX	受付時間
加須市役所 高齢介護課	加須市三俣 2-1-1	0480-62-1111	0480-61-4281	8時30分～17時15分
埼玉県国民健康 保険団体連合会	さいたま市中央区 大字下落合 1704 (国保会館 8階)	048-824-2568	048-248-2561	8時30分～12時00分 13時00分～17時00分
埼玉県運営適正 化委員会	さいたま市浦和区 針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプ ラザ 1階	048-822-1243	048-822-1406	9時00分～16時00分

11 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 

*ISO9001：2015(顧客満足を実現するための「管理の仕組み」を規定するマネジメントシステムに関する国際規格)を取得しています。

直近の審査実施日	2023年10月3日
評価機関呼称名	株式会社 インターテック・サーティフィケーション

12 当社の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 愛の泉
 代表者役職・氏名 理事長 潮田 花枝
 所在地・電話番号 加須市水深811-2 0480-66-4129
 営業所数 居宅介護支援1ヶ所

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

	年	月	日
事業所	所在地	加須市水深811-2	
	名称	社会福祉法人愛の泉 愛の泉居宅介護支援事業	
	説明者	所属	愛の泉居宅介護支援事業
		氏名	

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容について同意しました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名